記録等事務委託制度の概要

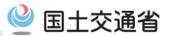
令和4年5月20日

国土交通省 自動車局自動車情報課 整備課



※システムの設計開発や今後の検討の過程で内容に変更がある可能性があります。

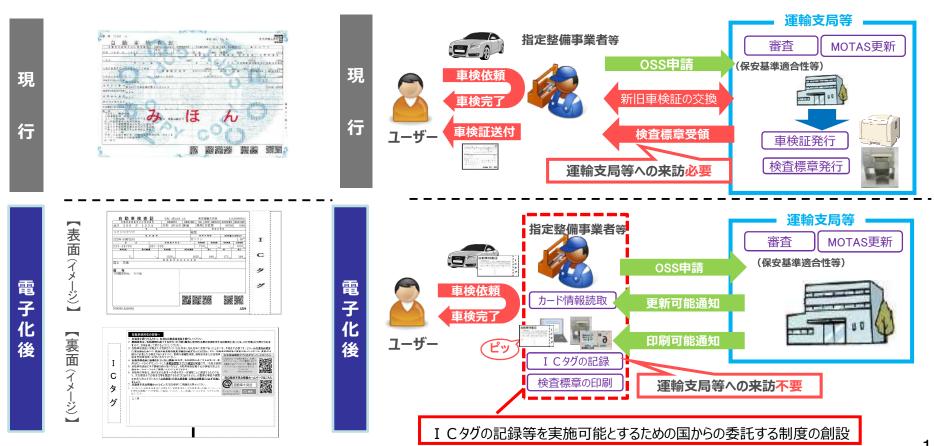
電子車検証・記録等事務委託制度



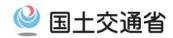
- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関 する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定 整備事業者、行政書士等)に委託する制度(記録等事務委託制度)を導入。
- これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

自動車検査証のICカード化

2. I Cタグの記録等事務の委託



自動車検査証の電子化により出頭不要となる手続



○ 電子車検証の券面記載事項に変更が生じる場合には、運輸支局等において新たに電子車検証を交付することになるため、出頭が必要となるが、券面記載事項に変更が生じない場合には、ICタグの記録情報の書き換えのみで手続が完了することから、出頭が不要となる。

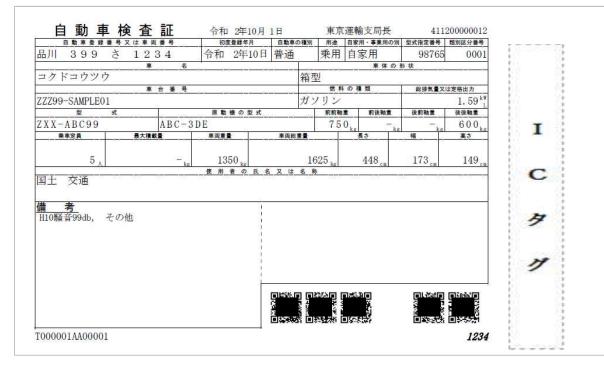
手続き	車検証の電子化 による効果	備考
継続検査 (指定整備)	出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わないため、出頭不要 ※運輸支局における記録を選択する場合を除く
変更登録	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例:所有者が支局管轄区域内で引越した場合
移転登録	一部出頭不要化	券面記載事項の変更を伴わない場合、出頭不要 例:所有権留保の解除により、所有者の氏名・住所のみ変更となった場合
新規登録	_	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
抹消登録	_	車検証を返納する必要があるため運輸支局への出頭が必要
新規検査	_	車検証の交付を受けるため運輸支局等への出頭が必要
継続検査 (持ち込み)		
構造変更		OSS申請対象外
予備検査		



1. 自動車検査証

新しい自動車検査証の仕様の詳細





【台紙】

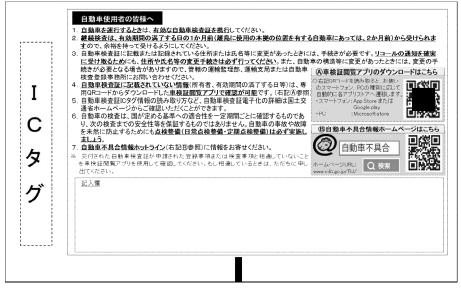
寸法:縦105mm、横177.8mm

(7インチ)

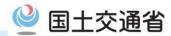
紙厚:150µm(四六判110kg)

【ICタグ】

通信規格: ISO/IEC14443 TypeA



自動車検査証の券面記載事項とICタグ記録事項



<券面記載事項>

- 自動車登録番号/車両番号
- 車名·型式
- 車体の形状
- 自家用・事業用の別
- 軸重(前前·前後·後前·後後)

- 車台番号
- 九型 型式
- 原動機の型式
- 用途
- 初度登録年月/初度検査年月

- 交付年月日
- 自動車の種別
- 燃料の種類
- 乗車定員/最大積載量
- 使用者の氏名又は名称
- 長さ/幅/高さ
- 総排気量又は定格出力
- 車両重量/車両総重量
- 備考欄情報 ※下線の事項は、電子化に伴い「その旨」のみを券面に記載し、具体的な内容はICタグに記録するもの
- 牽引重量又は第五輪荷重
- 被牽引自動車である旨
- 必要な整備を行うべきことを命じた自動車である旨
- 保安基準の緩和をした自動車である旨

く券面非表示事項(ICタグのみ)

- 破壊試験を行っていない装置を備える自動車である旨
- 道路維持作業用車の灯火を備える自動車である旨
- 総重量7t以上の貨物自動車にあっては燃料タンクの個数・容量
- 軽自動車で最高速度60km/hのうち、高速道路を運行しないものである旨
- 牽引自動車である旨

■ 保安上の技術基準についての制限の内容(乗車定員等の制限)

車両識別符号(車両ID)※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車である旨
- タンク自動車の積載物品名
- タンク自動車の積載物品名
- 青色防犯灯を備える自動車である旨
- 貸渡自動車(ワンウェイ方式)である旨
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車である旨

✓ 現行の車検証情報はICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読取可能(読取機能付きスマートフォンにも対応)

- 🔵 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 使用者の住所

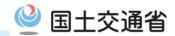
● 使用の本拠の位置

備考欄情報

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式

- 🤍 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- 🔵 キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

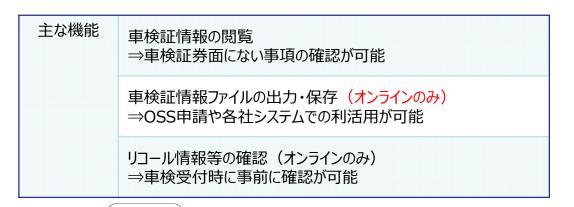
車検証情報閲覧サービスの概要



- 電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザや関係事業者は、「車検証閲覧アプリ」を活用して当該情報を確認する。
- 車検証閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力(PDF等)や車検証情報以外の情報(リコール情報等)の確認等も可能になる。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日
利用可能者	車検証原本を所持する者又は 提示を受けられる者
利用可能機器	PC、スマートフォン



車検証情報の閲覧方法



①アプリをインストール

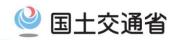


②券面に記載されたセキュリティコード※を入力し、ICタグの読取 ※セキュリティコードは電子車検証券面に印字された4桁の数字

③車検証情報の閲覧・車検証情報PDFの出力・リコール情報の表示等 ※インターネット接続環境でのみ確認可能な情報もあります



車検の有効期間お知らせサービス(案)の概要



○車検証閲覧アプリで車検証の有効期間を登録すると、「有効期間」の更新時期にスマホに通知が届く

◎令和5年1月~ 車検証の電子化





自動車ユーザー

スマホ等で車検証の情報が閲覧可能













車検証閲覧アプリで 有効期間を登録

国土交通省





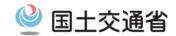


!通知!

あなたのお車「品川300お1234」の 車検の有効期間が近づいています。 (有効期間**年**月**日)

閲覧アプリサーバから「有効期間」の 更新時期を登録したスマホに自動通知 ※有効期間満了日より60日前、 30日前、経過1日後に通知す る想定

車検証閲覧アプリの概要



- 今後ICタグに記録されることになる有効期間や使用者住所、所有者情報について、ユーザや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認する。
- 閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力(PDF等)や車検証情報以外の情報の確認等も可能になる予定。
- また、車検証閲覧アプリをインストールしたユーザーには車検証有効期間更新時期をお知らせするサービスを開始予定。

車検証閲覧アプリの概要

利用開始時期	サービス時間	利用可能者	利用可能機器
2023年1月~	24時間365日	車検証原本を所持する者 提示を受けられる者	PC スマートフォン

サービスの概要

自動車ユーザー

○車検証閲覧アプリをインストール





- ・車検証情報の閲覧
- ・車検証情報ファイルの出力
- ・リコール情報等の確認



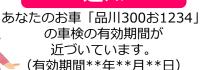




<u>①「車検証閲覧アプリ」の提供</u>

②車検証有効期間更新時期の通知

!通知!



※有効期間満了日より60日前、30日前、経過1日後に通知する想定

国土交通省



車検証閲覧アプリのオンラインモード・オフラインモード



- 車検証閲覧アプリには「オンライン」・「オフライン」の2つのモードがある。
 - ・オンライン:インターネット通信が可能な場合における、車検証閲覧アプリの動作モード ICタグから読み取った情報を元に、「閲覧アプリサーバー」*1から情報を取得
 - ・オフライン:インターネット通信環境が無い場合における、車検証閲覧アプリの動作モード ICタグ記録情報を読み取りのみ

① オンラインモードにおける表示項目

項番	情報	説明
1	車検証情報	現行車検証と同等の情報を画面に表示する。
2	リコール情報	当該車両に対し、MOTASに登録されたリコール情報を画面に表示する。*2
3	放置違反金情報*3	当該車両に対し、MOTASで保持している放置違反金等滞納情報を画面に表示する。
4	QR⊐−ド	現行車検証のQRコード2,3を画面に表示する。*4

- *1: MOTASから「閲覧アプリサーバー」への情報の同期は1日1回のため、「リコール情報」と「放置違反金情報」については MOTAS情報の更新から閲覧可能となるまで1日タイムラグが存在。
- *2:リコール届出から一定期間(約1年)経過後に未改修の車両を登録するため、閲覧可能となるまでタイムラグがある。
- *3:表示対象とする方向で調整中。
- *4:後ページ(【参考】二次元コード、セキュリティコード)を参照。

2 オフラインモードにおける表示項目

項番	情報	説明
1	ICタグ記録情報	電子車検証ICタグに記録された情報を画面に表示する。 ※タグ容量の制約から、全ての備考欄情報を記録できない車両が一部存在する。 その場合はICタグ記録情報の末尾に未記録情報があることを明記する。

車検証情報を閲覧するために必要な設備等



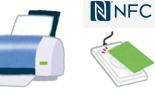
~スマートフォンで閲覧する場合~

- NFC規格に則ったICカードリーダが内蔵されたスマートフォン
- iOS、Android OS
- 国土交通省より公開する「車検証閲覧アプリ(無料)」をダウンロード

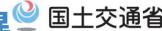
~PCで閲覧する場合~

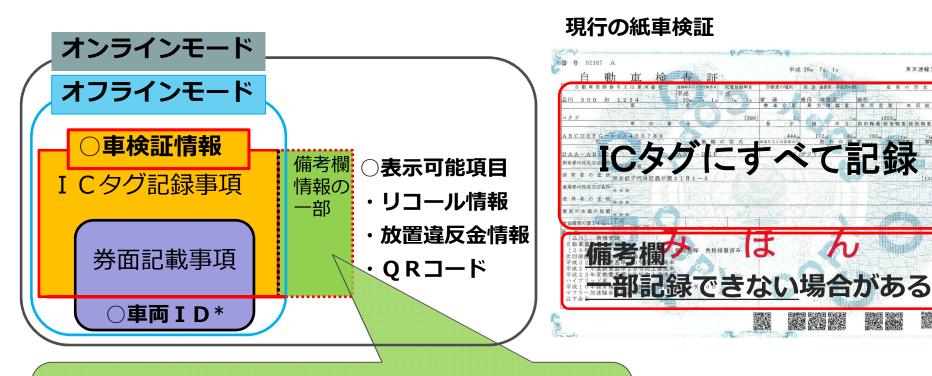
- PC: Windows10, Windows11
- 国土交通省より公開する「車検証情報閲覧アプリ(無料)」をダウンロード
- ICカードリーダ※
 - ※ <u>市販品(NFC*規格に対応した非接触型)</u>を想定。ISO/IEC 14443 TypeAに準拠していること、並びにPC/SCインタフェースに対応していることが必要

*NFC(Near Field Communication): 近距離無線通信規格のこと



ICタグ記録事項、閲覧アプリのモードによる表示項目の差異^{● 国土交通省}

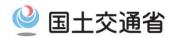




※一部の車両(備考欄情報が多い車両)において、I Cタグの 容量制限により、オフラインモードでは一部の車検証情報が省略 される場合がある

(オンラインモードではすべての情報が閲覧可能)

*「車両ID」については次ページで解説



空き領域の利活用

- □ 行政機関や民間事業者等によるサービス提供に利用できる 領域(独自利活用領域)を設定
- □ 主体間の情報連携を容易とするための車両IDの導入

官民さまざまな主体による電子車検証の空き領域 の利活用を促進



新たなサービスの創出

抜本的な業務の効率化



自動車ユーザーや社会に大きな価値

利用できる事務

• 道路運送車両に係る関係者の利便性の向上に資するものとして、国土交通大臣が定める事務

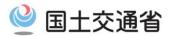
利用できる者

- 上記事務を処理する行政機関、地方公共団体、独立行政法人等
- 空き領域を活用する事務及び自動車検査証記録事項の安全管理を適切に実施できるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する民間事業者

利用方法

自動車検査証の交付を受けている者に、空き領域の利用目的を明示し、その同意を得ること

車両IDの概要



車両IDとは

- ✓ 車両に対して、初めて電子車検証が発行される際に付す固有の識別情報(英数字14桁)
- ✓ 自動車のライフサイクルを通して不変
- ✓ 登録車、軽自動車、小型二輪を対象に、電子車検証交付時に新規付与(軽二輪は対象外)
- ✓ 既登録車にも、紙車検証から電子車検証への切り替え時に自動的に付与 (登録車、小型二輪:令和5年1月~ 軽自動車:令和6年1月~)
- ✓ ナンバーや所有者が変わっても車両識別が可能となり、将来的に様々な情報連携等の活用を見込む

車両IDの引継ぎ

- ✓ 登録番号は引っ越しをしたとき、車台番号は職権打刻をしたと きに変わってしまう可能性があるものの、車両IDは一部の場合 ※を除き、新規登録から永久抹消されるまで不変の識別番号と なる。
 - ※ 輸出抹消後に我が国に再輸入された車両
- ✓ 一度払い出された車両IDは、当該車両が<u>「登録車」から「軽自</u> 動車」に変わった場合でも、<u>引き続き同じ車両ID</u>が引き継がれ、 車両形態の変更後も識別が可能になる仕様。

(軽自動車の車検証の電子化以降)



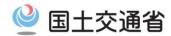
車両IDの印字位置

- ○電子車検証<u>券面の左下に印字</u>される。
- ○頭文字について、登録車は" T "、軽自動車は" K "となる。

T000001AA00001



【参考】二次元コード、セキュリティコードについて



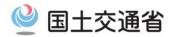
現行の自動車検査証(紙)のイメージを示します。 破線部分がQR2およびQR3となります。



電子車検証のイメージを示します。 セキュリティコードは表面に印字される4桁の数字です。 表面

自動車	検査証		初度量	2年10月	自動車の			輸支局長 R用・事業用の	明天學學	1 品級 1	医器位以外基础	2		
品川 399 さ				2年10日				家用	98	3765	000	100		7
コクドコウツウ	*	名				箱型		車体(カ形状			- 8		8
	■ 台 報	号					燃料の	種類	栽技	気量又は				Ş
ZZ99-SAMPLE01			原動機	の数式		ガソリ	が軸重	前後軸重	後前車		1.59 k	1		3
XX-ABC99	AB	C-3DI	Ε	7 4 1			750 _{ks}	-	ke	- ke	600 _k		1	3
無事定員	最大積載量		東西重量		車页総	**		長さ	- E		高さ			3
5 ,		- ke	1350) _{kg}		1625	ke	448 cm	173	3	149。		C	13
日土 交通		1001 (01)	使用者	の 氏:	名又は	名称	00100 100	20 300	(0)0. (0)0	300	200	- 8	·	3
												- 8		j.
着 考 H10騒音99db, その	の他			1									7	1
				1										3
				1									7	
				- 1										700
				H								1 8		3
					回数数回			湖口						3
									经 回			8		3
000001AA00001											123	4		per 16
											_			
:								t	2丰	ュ	リテ	- -イ:]	-ド
(注意 1. 2. 排	ま事項) 自動車を運行する 送続検査は、有効期	期間の満	了する日 (の1か月前								- イ :		
(注意 1. e 2. 雜 	■動車を運行する! 競技検査は、有効! ※裕を持って受ける ■動車検査証に記	期間 の満 るようにし !載または	了する日で てください。 記録されて	の1か月ま でいる住所	f(離島に fiまたはB	使用の本: 名等に変	拠の位置 更があ・	まを有する自ったときには	ョ動車 にあ t、手続きが	っては、	2か月前)	から受けら	5れますの 構造等に3	で、 で更があっ
(注理 1. 血 2. 朝 3. 血 5.	a動車を運行する。 建競検査は、有効調整を持って受ける でいるである。 動車検査証に記る。 ときには、変更の	期間 の満 るようにし ! 載または) 手 続きが	了する日 (てください 記録されて 必要となる	の1か月 。 ている住所 る場合が	す(離島に 所またはE ありますσ	使用の本: :名等に変)で、管轄	拠 の位置 更 があ・ の運輸監	まを有する自ったときには	ョ動車 にあ は、手続きが 3 支局また	っては、 が必要で は自動!	2か月前) です。また、 車検査登録	から受け(自動車の 最事務所に	5れますの 構造等に3 お問い合	で、 で更があっ わせください。
(注意 4 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	a動車を運行する) 総裁検査は、有効的 会俗を持って受ける 動車検査証に記 ときには、変更の	期間 の満 るようにし (載または)手続きが	了する日の てください。 記録されて 必要となる	の1か月 でいる住所 る場合が でいる	が、離島に がまたは氏 ありますの	使用の本: 名等に変 で、管轄	拠の位置 更があっ の運輸監	を有する自ったときには 注理部、運輸	ョ動車にあ は、手続きだ 3支局また 〇〇	っては、 が必要で は自動! 連検 : 5記0R3	2か月前) です。また、 車検査登録 TUIE ア。 コードを読み	から受けら 自動車の 最事務所に カリのダウ 取ると お後	5れますの 構造等に3 お問い合: アノロード	で、 で更があっ わせくたさい。 よこちら
(注: 1. 自相	動車を運行する! 総競快査は、有効は 会裕を持って設ける 動物車検査をに応 ときには、変更の 「動車検査証に配 日動車検査証に配 Rコードからダウン	期間の満るようにしい 動またはい の手続きが DMS の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	了する日の てくたさい。 記録されて 記録されて (自動理 いない情報 だ「車検証	の1か月前 でいる住所 る場合が であるが であるが であるが であるが であるが であるが であるが である	f(離島に fiまたはE fisりますの fisto)	使用の本: 名等に変 で、管轄 信 以力 が 間の満了 が可能で	拠の位置 更がある の運輸監 する日等 す。(右記	を有する自ったときには 理部、運輸 に理部、専用 に(医療)	a動車 にあ t、手続きが j 支局また の g e	っては、 が必要で は自動! 5記QR: 5記QR: 03次マート 動的に	2か月前) です。また、 車検査登録 に下を読み フォン、FO るアプリスト フォン・App	から受けら 自動車の 最事務所に カリのダウ 取ると、おんの 取の種類にある。 取りにある。 ないできまたは store または	5 れますの 構造等に3 お問い合 じて ます。	で、 で更があっ わせください。
(5)走程 (1) 血 (2) 相 (3) 血 (5) 血 (5) 血 (6) 血 (6) 血 (7) 血 (7) 血 (8) <u>(8) </u> (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)	動車を運行する対 総競技会は、 は対象性を使って受ける が事性検査にには、 を持つにはは、 を持つに対した。 を対している。 をがしる。 をがし	期間の満ちようにした。 動きまたはから手続く のではないではないではないでは、 のではないではないではないでは、 のではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	了する日のでください。 記録されて 必要となっ (自動)里 にない情報 にない情報 にないない。	の1か月 でいる住所 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる合か。 でいる方が、 でいるが、 でいなが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、 でいるが、	す(離島に 所またはすの にありますの が高いない がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいますの がいます。 がいまする がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいます。 がいまする。 がいます。 がいまする。 がしる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 はる。 がしる。 がしる。 はる。 はる。 はる。 はる。 はる。 はる。 はる。 は	使用の本: 名等に変 で、管轄 信 以力 が 間の満了 が可能で	拠の位置 更がある の運輸監 する日等 す。(右記	を有する自ったときには 理部、運輸 に理部、専用 に(医療)	自動車 にあ t、手続きが i 支局また Oa の 自 を	っては、 が必要で は自動! 5記QR: 5記QR: 03次マート 動的に	2か月前) です。また、 車検査登金 取覧 フ フォン、PO 各アプリスト フォン、App Go	から受けら 自動車の ま事務所に カリのダウ 取ると、お作 のアへ 速額で	5 れますの 構造等に3 お問い合 じて ます。	で、 で更があっ わせくたさい。 よこちら
(日本年) (日本) (日本年) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	動車を運行する。 総務持ちて受ける。 は物を持ちて受ける。 のもまには、変更の をしましましましまします。 のは、変更の のな。 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、 のな、	期間の満しはが 動きままます。 動きままますが 動きままます。 動きままます。 動きままます。 のではいた。 ではいたが ではいたが ではいたが ではいたが ではいたが ではいた。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	アする日のでは、 でください。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	D1か月 T1か月	f (離島に fi またます fi fi またます fi fi もの fi fi か fi か fi fi もの fi との fi との fi に の fi	使用の本: 名等管轄 ので、管間の満了了で の変更手	拠の位置 の運動の運動 すすの 対する の 対する の 対する の 対する の 対する の 対する の 対する の は の は の に に に に に に に に に に に に に	を有する自 ったときには ま理部、運輸 (す)は、専用 (す)は、専用 (す)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、基本 (本)は、また (本)は (本)は (本)は (本)は (本)は (本)は (本)は (本)は	自動車 にあ は、手続きか の支局また () () () () () () () () () () () () ()	っては、 が必要で は自動! (単校: (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2か月前) です。また、 車検査登3 円間ア コードを読み フォン、PO 各アプリスト フォン、App Go : Micr	から受けら 自動車の ま事務所に クリのダウ 取るとおん の種別に応 を を は Society を Society	5 わますの 構造等に3 お問い合: しじす。 しじます。 は はなす。	T. SEMBOOK TO THE COMMENT OF THE COM
Giz# 1.	動車を運行する効 鉄統・経典を選択を は、 有りは は、 有りは の動車・快速 延延更 の 100 車・快速 延延 の の の の の の に の の に の の に の の の に の の に の の に の の の に に の の の の の の の の の の の の の	期間の計画を表示したが、 の満したはが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	了てください。 でてに録されていた「はいれていた」はいた「はいれていた」はいた「はいれていた」はいた「はいないではないできます。 にはいいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の1か月 の でいる住が での場合 での場合 での場合 での場合 での場合 での場合 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのまた。 でのは、	f (雑島にはずの 所まりますの 有で車検 名をを 名を をお の の の の の の の の の の の の の	使用の本: 名等に変替 で、管轄 が示す。 名等に変替 間が可能で 変更をさい の寄せくたさ	して の の の で の で の の の の の の の の の の の の の	を有する自 ったときには を理部、運輸 (ア)は、専用) は、専用) は、専用) は、関土交通	a動車にあ ま、手続きた なるまた の の の を を を も を を を を を の の の の に を も の に る に の に 。 。 に 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	っては、 が必要で は自動! (単校: (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2か月前) です。また。 車検査登 3 ロードを設か ロードを入り ロードを入り ロードを の の : Micr	から受けら 自動車の 表事務所に プリのダウ 取るとお行 の種別に応 Store までを June 1 は Store まなで 情報ホー	5 わますの 構造等に3 お問い合: しじす。 しじます。 は はなす。	で、 で更があっ わせくたさい。 よこちら
Gizin	動車を運行する効 鉄統特を持って更けるは、 総称を持って更けるは、 ときには、 ときには、 の 日本である。 日本でる 日本でる 日本でる 日本でる 日本でる 日本でる 日本	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMAC MIN	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変せく 事項 をせく 事項	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	a動車にあ は、手続きた なを局また で a たさい	っては、 が必要で は自動! (単校: (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2か月前) です。また。 車検査登 3 ロードを設か ロードを入り ロードを入り ロードを の の : Micr	から受けら 自動車の ま事務所に クリのダウ 取るとおん の種別に応 を を は Society を Society	5 わますの 構造等に3 お問い合: しじす。 しじます。 は はなす。	で、 ほかあっ わせください。 はころう はころう
Gizin	動車を運行する 動車を運行する 競技・有受ける は、有受ける に、有受ける に、を に、を に、を に、を に、を に、を に、を に、を	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMAC MIN	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変せく 事項 をせく 事項	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要で は自動! (単校: (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2か月前) です。また、 車検査を診 10-ドを読みのフォン、FO 各ネアリスン、App Go Micro	から受けら 自動車の 表事務所に プリのダウ 取るとお行 の種別に応 Store までを June 1 は Store まなで 情報ホー	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 で更があっ h せください。 にちら (本)
I C 会 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を	動車を運行する効 鉄統特を持って更けるは、 総称を持って更けるは、 ときには、 ときには、 の 日本である。 日本でる 日本でる 日本でる 日本でる 日本でる 日本でる 日本	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMAC MIN	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変せく 事項 をせく 事項	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要では自動! を記るRED/スサート にスサート・ の 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910	2か月前) です。また、 車検査を診 10-ドを読みのフォン、FO 各ネアリスン、App Go Micro	から受けた 自動車の は事務所に カリのダウ 取るとお応 でアへ速移しお なできまたは でするできたは でするでは は 情報 木	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 (更があっ h せくだおい。 にちら (本) にちら (本)
1. 信報 (2. 報業) (3. 信息 (2. 報業) (3. 信息 (2. 報業) (3. 信息 (2. 報報) (3. 信息 (2. 证金) (3. 证金	動車を運行する機能検査は、有効は 総名権力、で受ける 前事検査は定要。 100回は 110回回は	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMAC MIN	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変せく 事項 をせく 事項	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要では自動! を記るRED/スサート にスサート・ の 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910	2か月前) です。また、 車検査を診 10-ドを読みのフォン、FO 各ネアリスン、App Go Micro	から受けた 自動車の は事務所に カリのダウ 取るとお応 でアへ速移しお なできまたは でするできたは でするでは は 情報 木	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 (更があっ h せくだおい。 にちら (本) にちら (本)
I C 会 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を	動車を運行する機能検査は、有効は 総名権力、で受ける 前事検査は定要。 100回は 110回回は	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMAC MIN	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変更 せん 事項 を で またさ 乗び (本事) で (本事)	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要では自動! を記るRED/スサート にスサート・ の 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910	2か月前) です。また、 車検査を3 取覧フ コードを読みの コードを読みアリスン、APP Go Micro	から受けた 自動車の は事務所に カリのダウ 取るとお応 でアへ速移しお なできまたは でするできたは でするでは は 情報 木	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 (更があっ h せくだおい。 にちら (本) にちら (本)
I C 会 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を	動車を運行する機能検査は、有効は 総名権力、で受ける 前事検査は定要。 100回は 110回回は	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMA	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変更 せん 事項 を で またさ 乗び (本事) で (本事)	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要では自動! を記るRED/スサート にスサート・ の 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910	2か月前) です。また、 車検査を3 取覧フ コードを読みの コードを読みアリスン、APP Go Micro	から受けた 自動車の は事務所に カリのダウ 取るとお応 でアへ速移しお なできまたは でするできたは でするでは は 情報 木	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 (更があっ h せくだおい。 にちら (本) にちら (本)
I C 会 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を	動車を運行する機能検査は、有効は 総名権力、で受ける 前事検査は定要。 100回は 110回回は	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMA	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変更 せん 事項 を で またさ 乗び (本事) で (本事)	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要では自動! を記るRED/スサート にスサート・ の 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910	2か月前) です。また、 車検査を3 取覧フ コードを読みの コードを読みアリスン、APP Go Micro	から受けた 自動車の は事務所に カリのダウ 取るとお応 でアへ速移しお なできまたは でするできたは でするでは は 情報 木	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 (更があっ h せくだおい。 にちら (本) にちら (本)
I C 会 金 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	動車を運行する機能検査は、有効は 総名権力、で受ける 前事検査は定要。 100回は 110回回は	期る戦争 では、 から できない から できない かい	了てに録されていた「記録されていた」ではいるない。 《自動句』 はいた「読むない」 に「読むだい。 「はいけいないた」 にいた「読むだい」 にいたていた」 にいたていたいまたが、 にいたいまたが、 に	D1か月 CUMA	付 (使用の本: 名等に変勢 (名等に変勢 (名等に変勢) で、管轄 間が証 電が証 変更 せん 事項 を で またさ 乗び (本事) で (本事)	して の の の が あ の の の の が あ の の の の の の の の の の の の の	を有する自 たときには 理部、運輸 に記述参照) は、専用) はは国土交通 よず行ってく	自動車にあれ、手続きたう文局また	っては、 が必要では自動! を記るRED/スサート にスサート・ の 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910 1910	2か月前) です。また、 車検査を3 取覧フ コードを読みの コードを読みアリスン、APP Go Micro	から受けた 自動車の は事務所に カリのダウ 取るとお応 でアへ速移しお なできまたは でするできたは でするでは は 情報 木	shatto 構造等に お問い合 いして します。 まな xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx	で、 (更があっ h せくだおい。 にちら (本) にちら (本)

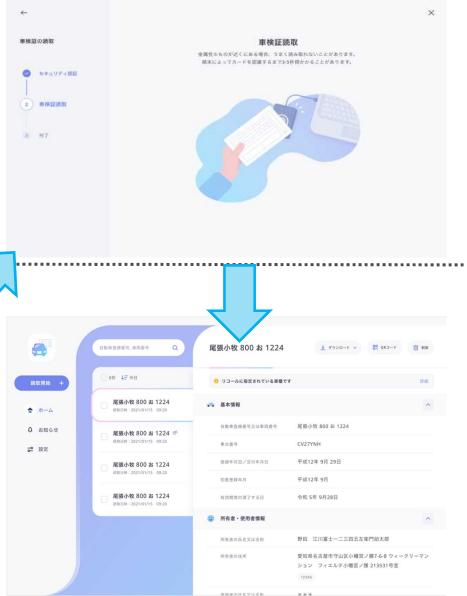
車検証閲覧アプリ画面イメージ



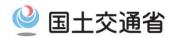
※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです







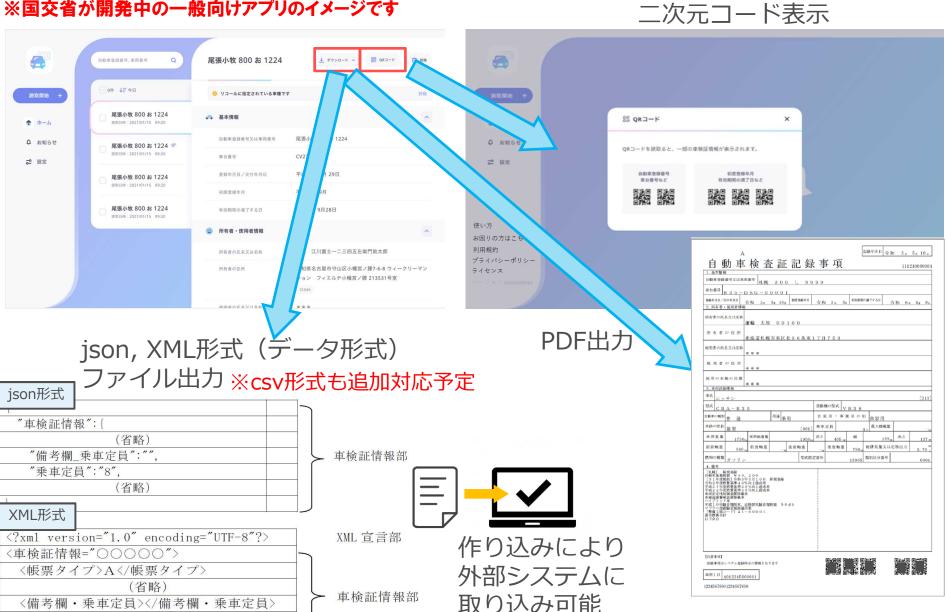
アプリによるデータ出力イメージ(オンラインモード)



※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです

(省略)

〈/車検証情報〉





※大量に車検証を扱う方向け

・車検証を連続読取する【1/3】

車検証を連続読取する操作を説明します。

- ①「連続読取開始」を選択します。
- ② セキュリティコード(車検証に記載されている4桁の数字)を入力後、「読取」を選択します。
- ③「車検証をかざしてください。」と表示されたら、ICカードリーダに車検証を近づけ、読取を行います。
- ④ 車検証の読取が完了したら、自動車登録番号が表示されます。 車検証の読取を継続する場合は、②~③の操作を繰り返します。 連続読取を完了する場合は、「完了」を選択します。
- ⑤ 連続読取を行った件数分の車検証情報が表示されます。





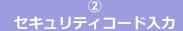


車検証読取

④ 連続読取または 読取の完了

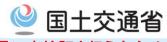
5 車検証情報表示

読取開始









※大量に車検証を扱う方向け

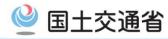
・車検証を連続読取する【2/3】

車検証を連続読取する操作を説明します。

- ①「連続読取開始」を選択します。
- ② セキュリティコード(車検証に記載されている4桁の数字)を入力後、「読取」を選択します。
- ③「車検証をかざしてください。」と表示されたら、ICカードリーダに車検証を近づけ、読取を行います。
- ④ 車検証の読取が完了したら、自動車登録番号が表示されます。 車検証の読取を継続する場合は、②~③の操作を繰り返します。 連続読取を完了する場合は、「完了」を選択します。
- ⑤ 連続読取を行った件数分の車検証情報が表示されます。







※大量に車検証を扱う方向け

- 1350 1625 448 173 149

数定规

1234

セキュリティコード

・車検証を連続読取する【3/3】

車検証を連続読取する操作を説明します。

①「連続読取開始」を選択します。

(1)

読取開始

- ② セキュリティコード(車検証に記載されている4桁の数字)を入力後、「読取」を選択します。
- ③「車検証をかざしてください。」と表示されたら、ICカードリーダに車検証を近づけ、読取を行います。
- 連続読取を完了する場合は、「完了」を選択します。

入力

連続読取を行った件数分の車検証情報が表示されます。

(4) セキュリティコード

車検証読取

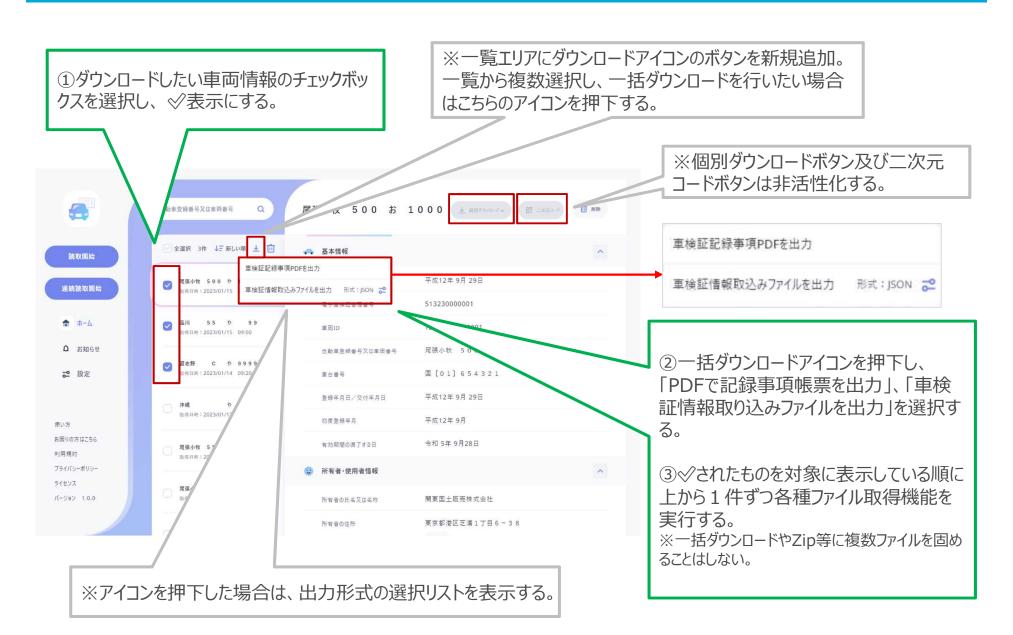
連続読取または 車検証情報表示 読取の完了



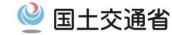
Eletion Eliterate

ファイル一括ダウンロード機能のフロー(1)

※大量に車検証を扱う方向け

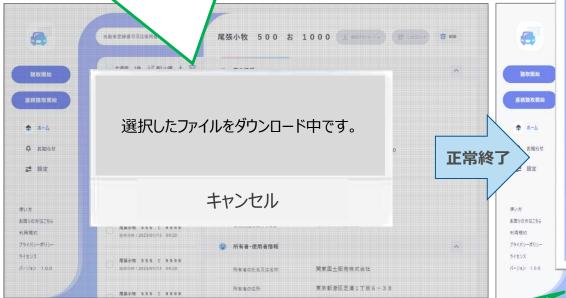


ファイル一括ダウンロード機能のフロー②-1(正常終了時) 🤎 国土交通省



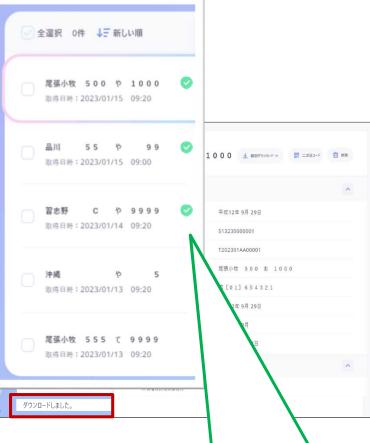
※大量に車検証を扱う方向け

④ファイルをダウンロードしている間は、処理中であることを示すダイア 口グを表示し、ホーム画面は非活性化する。 キャンセルボタン押下でダウンロードを中止する。



⑤ ダウンロードが正常に終了したことを知らせるメッセージを 表示する。

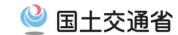
一覧(拡大)



⑥ダウンロードが完了した車両情報のチェックボック スを未選択の状態にする。

一覧の右端にダウンロードが完了したことが分かるア イコンを表示する。

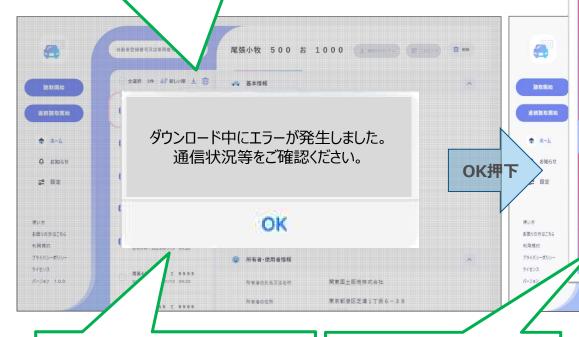
ファイル一括ダウンロード機能のフロー2-2(エラー時)



※大量に車検証を扱う方向け

④ ダウンロードの途中でエラーになった場合は、その時点で一斉ダウンロード処理を終了する。

例)全5件を選択しており、4件目でエラーとなった場合、4件目、5件目はダウンロードしていない状態とする。

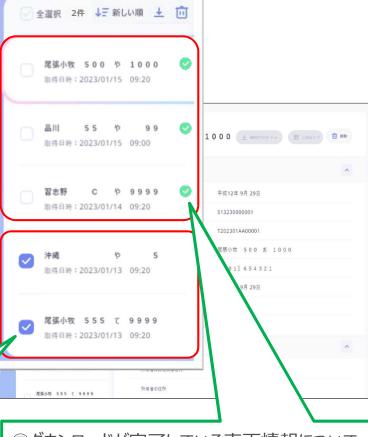


⑤エラーが発生したことを知らせるダ

イアログを表示する。OKボタン押下

で表示を消す。

⑥エラーでダウンロードされて いない車両情報については、 チェックをそのままにしておく。 ⑦ダウンロードが完了している車両情報については、チェックボックスを未選択の状態にし、一覧の右端にダウンロードが完了したことが分かるアイコンを表示する。



ファイル一括ダウンロード機能のフロー②-3(オフライン対応 🎾 国土交通省

※大量に車検証を扱う方向け



取した車検証情報が選択されているこ

とに気づかせるため)。

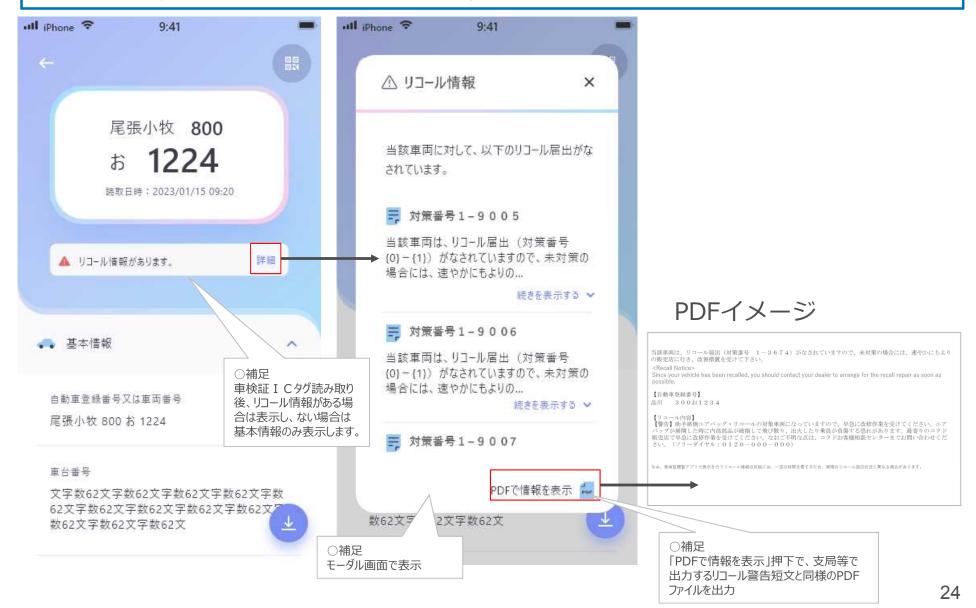
23

リコール情報表示



※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです

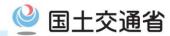
○閲覧アプリで車検証を読み取った際に、リコール情報が設定されていた場合、画面表示されることとなる。



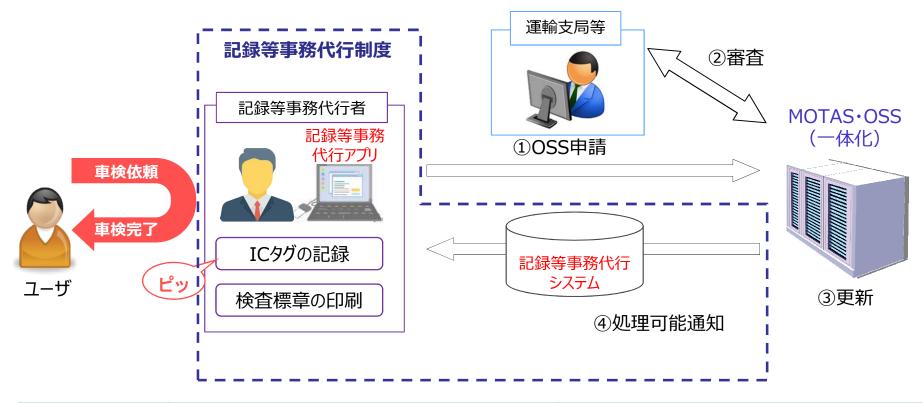


2. 記録等事務委託制度

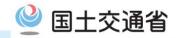
記録等事務委託制度の概要



- 継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等 が一定の要件を備える者(指定整備事業者、行政書士等)に委託する制度。
- □ 記録等事務委託を受けようとする者は、運輸支局長等に委託申請を行う必要がある。



	特定記録等事務 (改正法第74条の5)	特定変更記録事務 (改正法第74条の6)
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ(例:所有者の氏名・住所))
(2)申請方式	電子申請(OSS申請)(窓口申請は対象外)(※1)



1. 記録等事務委託制度の対象手続等

	特定記録等事務(改正法第74条の5)	特定変更記録事務(改正法第74条の6)
(1)対象手続	継続検査	変更登録、移転登録 (券面変更を伴わない場合のみ(例:所有者の氏名・住所))
(2)申請方式	電子申請(OSS申請)	(窓口申請は対象外)

2. 記録等事務の委託にかかる主な手続等

(1) 申請先 : 運輸監理部長又は運輸支局長(軽自動車に係る記録等事務の委託を受けようとする場合は、軽自動車検査協会)

(2)委託要件

①当該事務を行うのに必要かつ適切な能力を有すること

特定記録等事務	行政書士又は行政書士法人、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本自動車整備振興会連合会、 (一社)全国軽自動車協会連合会(検査対象軽自動車のみ)、指定自動車整備事業者
特定変更記録事務	行政書士又は行政書士法人

②適切な組織体制であること

自動車検査証への記録の適切な実施、検査標章の保管・出納管理・法令遵守等の監督、連絡体制の構築、記録等事務責任者の選任 等

③必要な設備等を有すること

インターネット接続環境、パソコン、プリンタ(市販レーザプリンタ又はインクジェットプリンタ(純正顔料インク)、個人を認証するもの(マイナンバーカード又はgbizID)、ICカードリーダ・ライタ、セキュリティ対策、盗難防止措置等

(3) その他

- 標識の掲示、検査標章の保管及び紛失届、 事業場の位置変更の承認や氏名等変更届、業務廃止届等の手続
- 委託の解除手続き 等

記録等事務代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(1分)国土交通省

・当該事務を適切・確実に実施できる者として、必要かつ適切な組織及び能力を有すること、当該業務を適格に実施するために必要な設備を備えていること、また刑罰等に処せられている等の欠格事由に該当しない者とする。

1. 必要な組織・能力を有すること

(1)必要かつ適切な能力を有する者

区分	資格者	添付書類等
	行政書士の資格を有する者又は行政書士法人	【行政書士の資格を有する者】 行政書士証票(写)
	打成自工の負化で行うる日文は打成自工広人	【行政書士法人】 登記事項証明書(写)又は定款(写)
特定記録等事務	行政書士法(昭和26年法律第4号)第19 条第1項ただし書に規定する総務省令で定め る者として、行政書士法施行規則(昭和26年 総理府令第5号)第20条第2項第2号に規定 される者(ただし、同号で規定される手続きの区 分に限る。)	定款(写)
	指定自動車整備事業の指定を受けている者	整備工場コード(指定) (例:41-01234)
特定変更記録事務	行政書士の資格を有する者又は行政書士法人	【行政書士の資格を有する者】 行政書士証票(写)
1寸足夕丈心邺尹仂	11以自工の負付で円ヶの日入(611)以自工広人	【行政書士法人】 登記事項証明書(写)又は定款(写) ₂₈

記録等事務代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(1))国土交通省

1. 必要な組織・能力を有すること

※申請にあたっては、国土交通省が定めた様式で作成。

(2) 適切な組織体制であること

区分	具体的な要件	添付書類
	自動車検査証への記録の適切な実施の管理	組織体制図
①管理体制	検査標章の保管および出納の管理	
	法令及び委託に付した条件の遵守についての必要な監督	
②連絡体制	問題が生じた場合等において運輸支局長等と確実に連絡が取れる体制 の構築及び適切な措置を講ずる等の統括管理	連絡体制図
③責任者の選任	記録等事務の責任者を選任し、法令に基づく事務の管理運営が適切に行われるものであること 〈責任者の役割〉 ・車検証の記録、検査標章の保管及び出納の管理 ・法令遵守についての指導及び監督(例:研修の実施など) ・記録等事務の実施に係る統括管理	責任者の氏名を記載

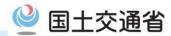
記録等事務等代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者と国土交通省

2. 適切な設備を備えていること

要件	具体例
①記録等事務代行アプリを使用することが可能なパソコン	Windows10、Windows11を搭載したパソコン
②検査標章、自動車検査証記録事項等を印刷するための機器	市販のレーザープリンタ又はインクジェットプリンタ (顔料インク)を想定 ^{※1} ※1 現在検討中 ただし、特定変更記録事務の場合、インクジェット プリンタは顔料インクタイプである必要はない。
③自動車検査証に搭載されるICタグをかざすことにより読取及び書換が可能な機器	ICカードリーダ・ライタ ^{※2} ※2 市販品(NFC規格対応の非接触型)を想定 ISO/IEC 14443 TypeAに準拠していること、 並びにPC/SCインタフェースに対応していることが必要
④インターネット接続環境	
⑤記録等事務代行アプリの使用にあたって個人を認証するもの	作業者のマイナンバーカード又は法人のgBizID
⑥必要なセキュリティ対策が講じられていること	業務に使用するPCの継続的なOSの更新、ウイルス対策ソフト(OSに備え付けられているものを含む)の導入、盗難防止対策

なお、業務に際しては「検査標章台紙」(運輸支局等で配付予定)、「A4普通紙等消耗品」も必要となる。

【参考】GビズIDについて



① GビズIDとは

2020年1月から 本格的に運用開始

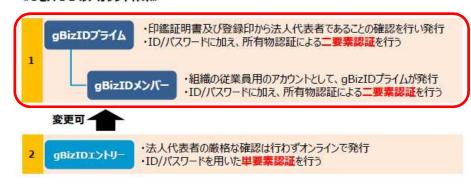
(事業者向け) 行政手続システムに 1つのID・パスワードでログインできるようにするシステム



② GビズIDのアカウントとの種別

- GビズI Dでは①法人基本3情報を正確に確認し発行するアカウント及び②法人基本3情報の厳密な確認を行わず発行するアカウントの、2系統を提供。
- 各行政手続における身元確認の要否により、いずれのアカウントを使用するかが手続ごとに設定される。

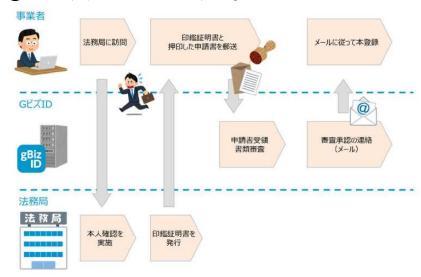
《GビズIDのアカウント体系》



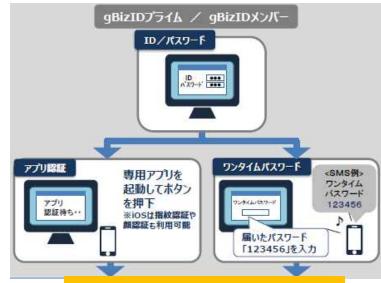
※ Gビズ I Dは、法人のほか、個人事業主も利用可能。

記録等事務代行者はGビズIDプライム・メンバーが必要

③ GビズIDプライムの取得フロー



④ GビズIDプライムを利用したログインの流れ



記録等事務代行アプリにログイン

ID/パスワードに加えて、所有物(スマホ)による二要素認証を行う31

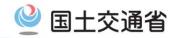
記録等事務等代行者の要件(国土交通省令で定める要件を備える者(3))

3. 欠格事由に該当しないこと

※申請にあたっては、宣誓書にて確認

- (1)一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- (2)特定記録等事務の委託又は特定変更記録事務の委託を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
- (3)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)又は(2)、(3)のいずれかに該当するもの
- (4)法人であつて、その役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) のうちに、(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの

記録等事務代行者の委託申請



1. 申請先

特定記録等事務:最寄りの運輸支局長(1か所のみ)※1 (軽自動車は、軽自動車検査協会)

※1 記録等事務委託申請者にとって最も利用のしやすい、1 箇所の運輸支局

特定変更記録事務:申請対象となる車両の使用の本拠を管轄する支局長(申請を取り扱う支局長すべて)※2

※2 複数局申請の場合、代表支局長を指定

2. 申請方法

- オンライン申請(令和4年5月23日~12月31日までの間は紙申請のみ(郵送可)。
 令和5年1月から、国土交通省が提供する専用ポータルサイトを通じたオンライン申請を原則とする予定。)
- 登録車及び軽自動車の記録等事務委託申請を行う場合、運輸支局及び軽検協への同時申請可※3

3. 申請書類

- 申請書(①氏名・名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名 ②事業場の名称及び所在地③責任者の氏名 ④現に営んでいる事業の種類、連絡先、メールアドレスその他事務の実施に必要な事項))
- 添付書類(要件を具備することについての証明書類(資格証の写し、体制図、宣誓書等))

4. 委託書の交付

• 通知書を交付

5. 記録等事務代行者の公示

- 公示事項(記録等事務代行者の氏名又は名称並びに法人にあっては住所及びその代表者の氏名、事業場の名称及び所在地、委託に係る記録等事務の対象とする自動車の範囲)
- 本省HPに掲載(記録等事務を委託した各運輸支局等HPでも閲覧)

記録等事務委託申請(オンライン)



- 令和5年1月以降、記録等事務委託申請については、国土交通省が提供する専用ポータルサイトより申 請が必要。なお、ポータルサイトは令和5年1月に公開予定。
- ポータルサイトにおいては、記録等事務の委託手続の詳細について解説する他、記録等事務に必要な情 報が入手できるような仕様となる予定。

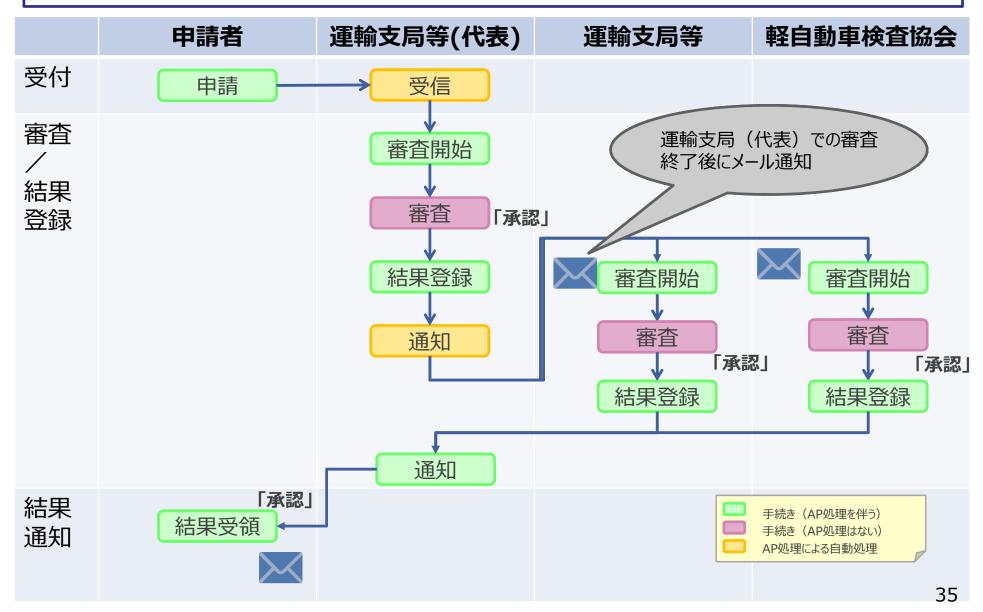






変更記録に係る委託申請先が複数ある場合のフロー案(オンライン)

○ 令和 5 年 1 月から提供するオンライン申請時のフロー案。紙での申請の場合、委託を受けたい地域が複数ある場合は、当該地域を管轄するすべての運輸支局長に対して申請を行う必要がある。





記録等事務等代行者の要件を確認するための添付書類(1)

記録等事務代行の要件を確認するための添付書類

1. 組織体制図

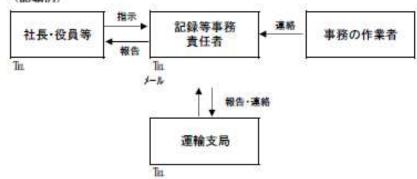
(記載例)

記録等事務責任者	事務の作業者
氏名	4
	記録等事務責任者 EA

※社長、役員等が、記録等事務責任者を兼務することも可能。

2. 緊急時の連絡体制

(記載例)



- 3. 業務に使用する設備
 - □ Windows10またはWindows11を搭載したPCを有している(準備する予定である)
 - レーザブリンタ又は顔料インク対応のインクジェットプリンタを有している(準備する予定である)
 - □ 非接触型のICカードリーダ・ライタを有している(準備する予定である)
 - □ 記録等事務代行作業者がマイナンバーカードを取得している(取得する予定である) 又はzbizIDを取得している(取得する予定である)
 - □ インターネット接続環境を有している(準備する予定である)
 - 章務に使用するPCの継続的なOSの更新、ウイルス対策ソフト(OSに備え付けられているものを含む)の導入を実施している(実施する予定である)
 - 業務に使用するPCに対する盗難防止対策が取られている(対策をとる予定である)

記録等事務等代行者の要件を確認するための添付書類(2)

〇〇運輸支局長 殿

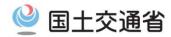
宣 誓 書

道路運送車両法施行規則第49条の7第3号(欠格事由)の各事項に該 当しておりません。

上記に相違ないことを宣誓します。

年 月 日

住 所 氏名又は名称 代表者名



1. 委託することができない事務

区分	委託することのできない事務(引き続き運輸支局等が行う事務)	関係条文
特定記録 等事務	継続検査の結果の判定	法第74条の5第1項
	通常の有効期間の経過前に保安基準に適合しなくなるおそれがある場合に車検証の有効期間を短縮する判断	法第61条第3項
	自動車税種別割又は軽自動車税種別割の納付事実の有無について地方自治体に確認すること 及び納付事実が確認できない場合に車検証を返付しないという判断	法第97条の2第2項 及び第3項
	自動車重量税が納付されていない場合に車検証を返付しないという判断	法第97条の4第1項
	放置違反金等が納付されていない場合に車検証を返付しないという判断	道交法第51条の7第2項
特定変更記録事務	変更記録をすることが適当であるかどうかの審査	法第74条の6第1項
	保安基準に適合しなくなるそれがあると認めるかどうかの判定	法第67条第3項

2. 禁止行為

- 災害その他やむを得ない理由以外で記録等事務を実施しないことの禁止
- 他の車検証への記録、他者への車検証返付や標章交付

3. 委託解除について

- 以下の事実を確認した支局等において審査後、記録等事務代行者あてに解除の通知を行う。
 - (1)委託の要件を備えなくなった場合
 - (2)道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に違反したとき
- 解除された場合、速やかに交付を受けた支局等に対し検査標章を返納する。

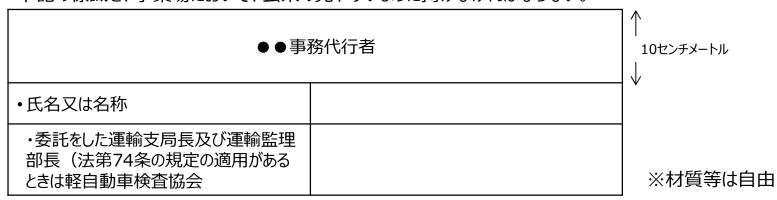


1. 各種手続

対象手続	要件
検査標章の紛失届	・保管中の検査標章を紛失したとき・紛失した年月日、番号、枚数、理由を届出に記載
事業場の位置の変更承認	・事業場の位置を変更しようとするとき【概ね30日前】 ・審査基準、申請方法、通知方法は委託申請時と同様
氏名等変更届	・氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名、事業場の名称、責任 者の氏名を変更しようとするとき【概ね7日前】
委託業務廃止届	・記録等事務代行業務をやめようとするとき【概ね7日前】 ・委託申請したすべての支局長等あて(継続して委託業務を実施する地域がある 場合、当該支局を除く)

2. 標識の掲示義務

下記の標識を、事業場において、公衆の見やすいように掲げなければならない。



40センチメートル

記録等事務の実施方法・内容(イメージ図)



- □ 各運輸支局等は、記録等事務代行者における車検証情報の書き換えを希望するOSS申請については、申請内容を審査(保安基準に適合するか、変更登録が適当か)した上で、申請者の希望する記録等事務代行者へ書き換え可である旨及び書き換えに必要な事項を記録等事務代行アプリを通じて通知。
- 通知を受けた記録等事務代行者においては、記録等事務代行アプリから、書き換え情報を閲覧し、車検証に記載された車台番号と登録番号と通知を受けた内容の同一性を確認した上で、ICタグの書き換え、検査標章の印刷を行い、車検証を返付。

④個別申請時の審査(保安基準適合等の確認後)

- OSS申請
- 記録等事務代行者の氏名・名称、委託番号
- 申請先の運輸支局等との委託関係の確認
- ・記録等事務代行者と当該OSS申請人との同一性確認

※OSS申請代理人を記録等事務代行者とする場合



自販連·日整連等 (記録等事務代行者)



記録等事務代行アプリ

※手元の車検証の車台番号と登録番号と通知内容の同一性を確認



⑥電子車検証 への有効期間 等の記録



⑦検査標章 の交付 ③OSS申請(継続検査) OSS申請代理人

書換情報

⑤書き換え通知 (申請代理人あて) 運輸支局

MOTAS: OSS

記録等事務代行システム

【诵知内容】

- ①申請に係る自動車が保安基準に適合する旨
- ②車検証の有効期間
- ③申請に係る自動車の登録番号
- ④その他車検証への記録に必要な事項
- ⑤エラーメッセージ

40

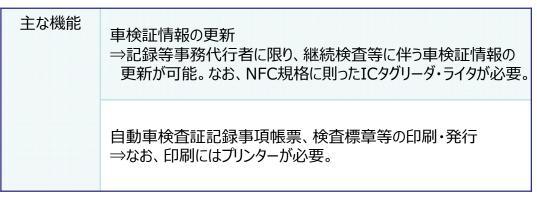
記録等事務代行アプリの概要



- 記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章の発行を行うためには、国土交通省から提供する 「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要がある。
- 記録等事務代行アプリを利用することによって、継続検査等に伴う車検証情報の更新や検査標章、各種 帳票の印刷・発行等、従来、国において実施していた業務が記録等事務代行者の手元で行えることとなる。

記録等事務代行アプリの概要

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 (メンテナンス時除く)
利用可能者	記録等事務代行者
利用可能機器	PCのみ



記録等事務代行アプリの利用の流れ

アプリ※¹ 起動 ID^{※2}/ PWの 入力 ・ログイン マイナンバー カード or gBizID による認証

電子 車検証 の更新

・ 検査標章 の印刷

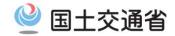
各種帳票

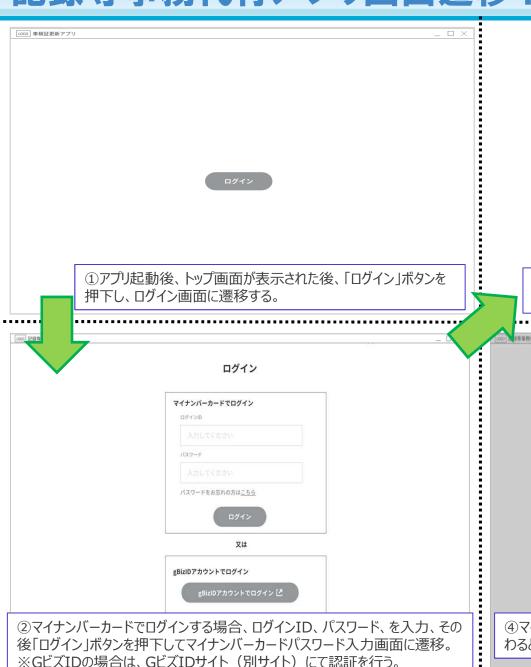
※1 なお、記録等事務代行アプリを使うためには、記録等事務代行委託申請、 記録等事務代行アプリのインストール、アカウントの初期設定を終えている 必要あり。

※2 「ID≠記録等事務代行者委託番号」。IDは別途、代表者が作業者に対して払い出しを行うアプリログイン用のID。



記録等事務代行アプリ画面遷移イメージ1





※国交省が開発中の一般向けアプリのイメージです
バスワード入力
公物権人間はバスワード (数字4所) を入力してく

Amuricani-

(*^)

ださい。

③公的個人認証パスワードを入力後、「次へ」ボタンを押下し、マイナン バーカード待機画面に遷移。

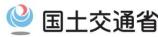
> マイナンパーカード 読取 マイナンパーカードをリーダーライターにタッチし てください。

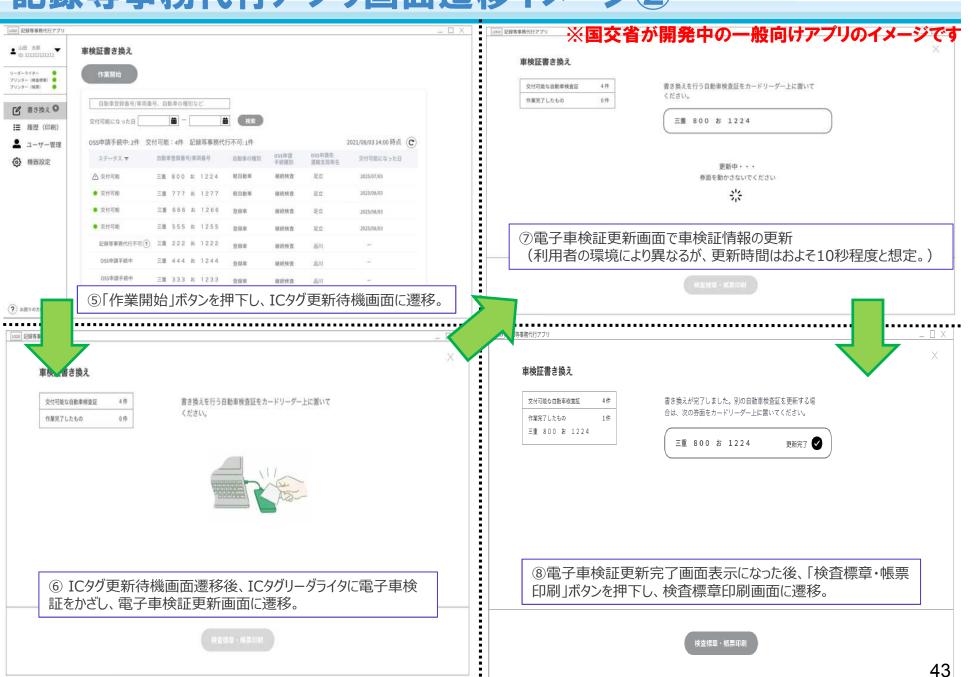


④マイナンバーカードをICタグリーダライタにかざして認証を行う。認証が終わると記録等事務代行情報一覧画面に遷移する(次ページ)。

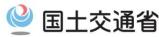
.

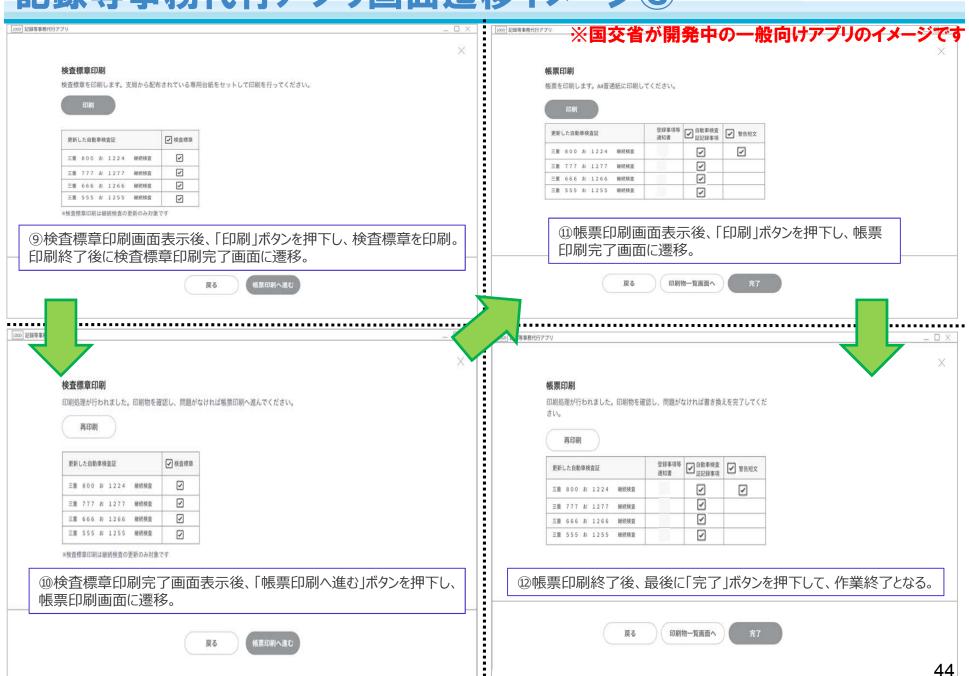
記録等事務代行アプリ画面遷移イメージ②



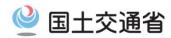


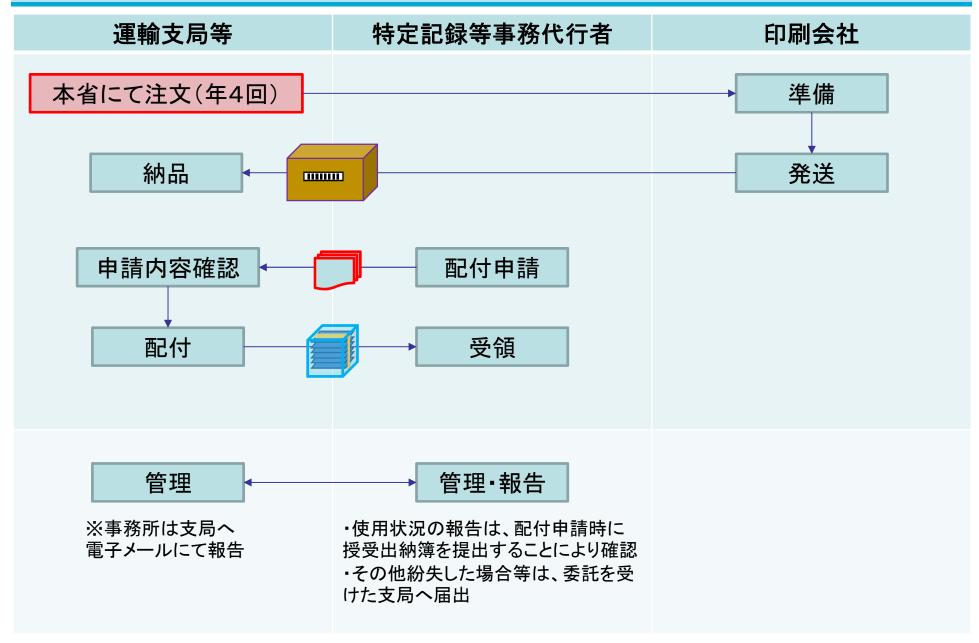
記録等事務代行アプリ画面遷移イメージ③



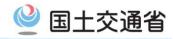


検査標章配付フロー





【参考】検査標章イメージ



配付・管理及び不正防止対策について

検査標章貼付後も交付した事業者がわかるようにするため、 青シールと台紙の2箇所に製造管理番号を付す。 製造管理番号により標章の配付・管理等を行う。

フロントガラス貼付の場合

12a05fc5f

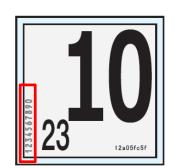
自動車検査証の有効 期間の満了する日

車内側

12a05fc5f

外側

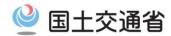
ナンバープレート貼付の場合

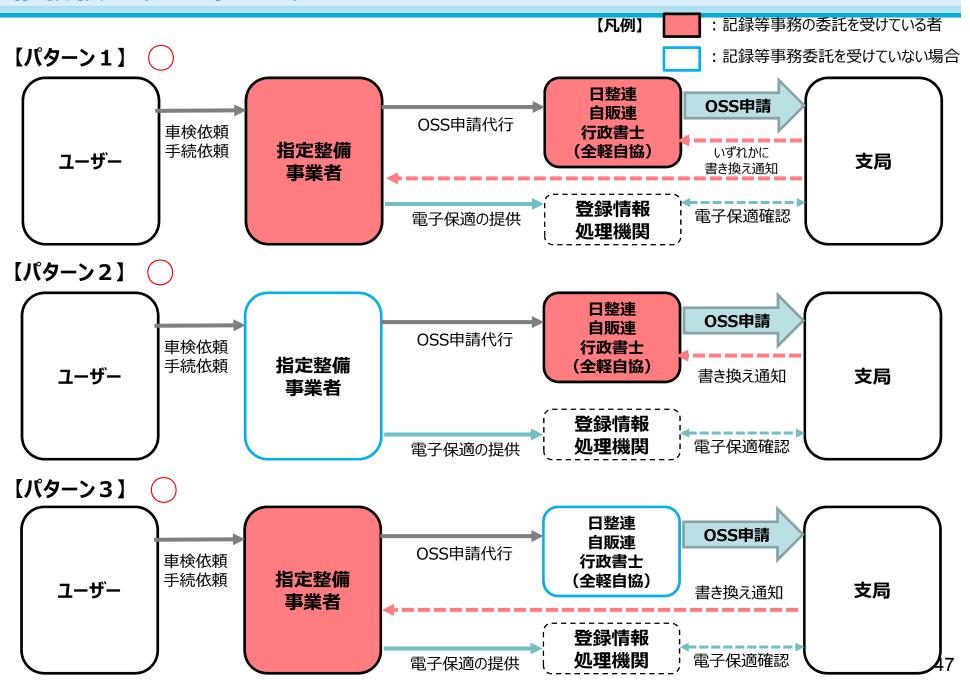


台紙のサイズは「はがきサイズ」を想定

※R6.1より、軽自動車についても登録車に合わせて仕様を統一する予定

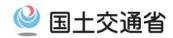
継続検査(74条の5)







【凡例】 : 記録等事務の委託を受けている者 ※申請に関与していない記録等事務代行者は書き換え不可 【パターン4】 (仮に事業者Aが委託を受けている者であっても書き換えのみ事業者Bに依頼するのは不可) 日整連 OSS申請 自販連 OSS申請代行 車検依頼 行政書士 指定整備 手続依頼 (全軽自協) ユーザー 事業者A 登録情報 支局 処理機関 電子保適確認 電子保適の提供 指定整備 事業者B 書き換え通知

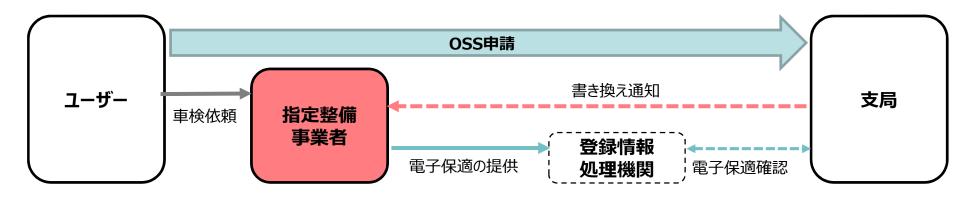


【凡例】

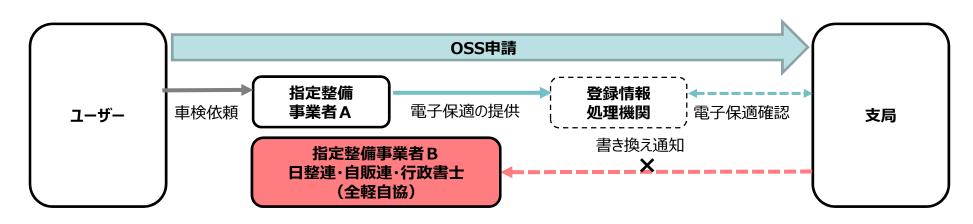


: 記録等事務の委託を受けている者

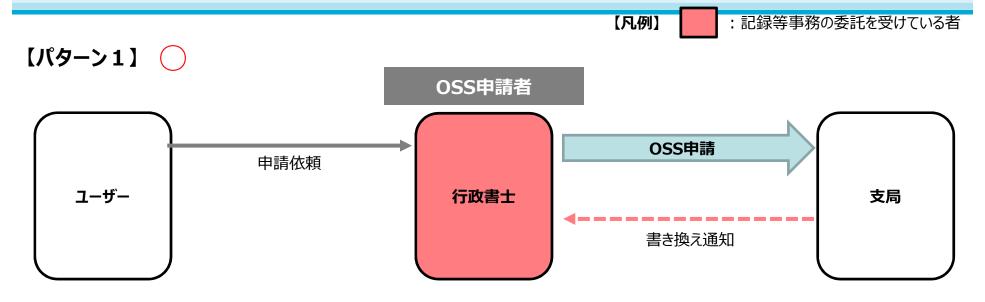
【パターン5】



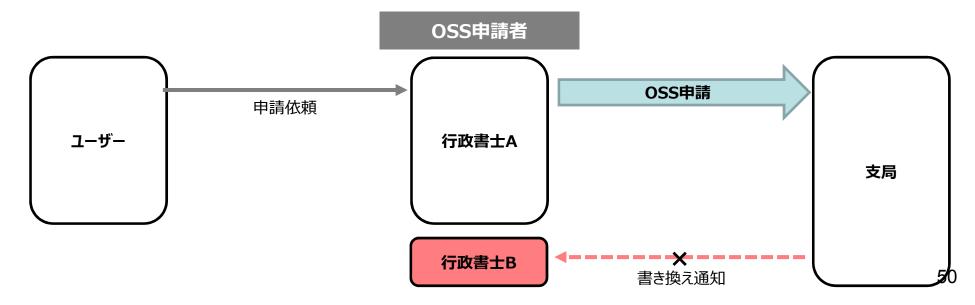
【パターン6】 × ※申請に関与していない記録等事務代行者は書き換え不可







【パターン2】 × ※申請に関与していない変更記録事務代行者は書き換え不可 (仮に行政書士Aが委託を受けている者であっても書き換えのみ行政書士Bに依頼するのは不可)

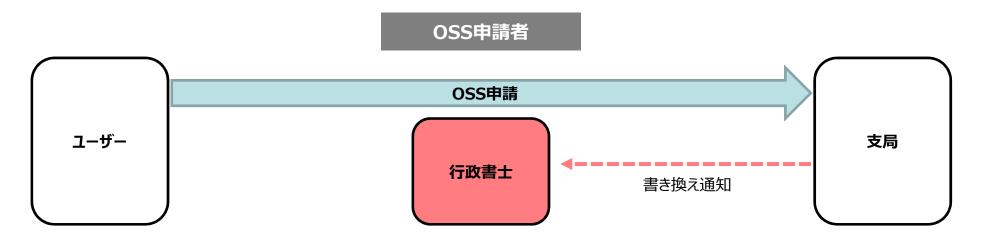


変更記録(74条の6)※OSS本人申請

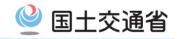


【凡例】 : 記録等事務の委託を受けている者

【パターン3】



※変更記録のOSS本人申請の場合、申請に関与した者(電子保適を提供した指定整備事業者)が存在する継続検査の 記録等事務代行(74条の5)と異なり、申請に関与する者がいないため、申請に関与しない変更記録事務代行者 (行政書士)による書き換えを認めることとする



令和4年

5月17日(火) 関係政令閣議決定(記録等事務委託手続の準備行為は令和4年5月23日

から施行。車検証の電子化、記録等事務委託は令和5年1月1日から施行。

記録等事務委託に関する国土交通大臣の権限を運輸支局長等に委任等)

20日(金) 関係政令・省令公布、通達発出

23日(月) 改正法(記録等事務委託手続の準備行為)施行

記録等事務委託に係る申請受付開始

8月頃(予定) 電子車検証に関する周知サイトの運用開始

令和5年

1月 1日(日) 改正法(電子車検証・記録等事務委託制度)施行

1月 4日(水)※ 電子車検証の交付開始

記録等事務委託申請のオンライン受付開始

記録等事務代行ポータルサイト・アプリ、閲覧アプリ運用開始

※改正法施行後 最初の開庁日

